

審議会等の会議の公開に関する指針

1 趣 旨

この指針は、町の審議会等の会議を公開することにより、町政への町民参画を推進するとともに、会議の公正性の確保と透明性の向上を図り、町民の町政への理解と信頼を深め、開かれた町政の一層の推進に資することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するもので、有識者等から意見を聴取し、町政に反映させることを主な目的として、条例、規則、要綱等により執行機関に設置された審査会、委員会等とする。

ただし、条例、規則、要綱等により設置されたものであっても普及・啓発、連絡・調整に係るもの、実行委員会形式のもの、職員のみを構成員とするものは含まない。

3 会議の公開基準

審議会等の会議は原則公開するものとする。

ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りではない。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき。
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められるとき。

4 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等の会議を公開で行うときは、傍聴を認める定員を予め定め、会場に一定の傍聴席、記者席を設けるものとする。
- (3) 審議会等の長は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (4) 審議会等の長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

6 会議開催の周知

審議会等の会議を開催する場合においては、会議の公開・非公開にかかわらず、当該会議開催の1週間前までに次の事項について、町ホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じた時ときはこの限りではない。

- ①会議の名称
- ②開催日時
- ③開催場所
- ④議 題
- ⑤公開・非公開（非公開のときはその理由）
（会議内容によっては、会議当日、非公開になる場合がある旨の表記をする）
- ⑥傍聴者の定員
- ⑦傍聴手続き
- ⑧問い合わせ先

7 会議等の結果の公開

- (1) 審議会等は、開催した会議の議事録又は議事録概要を作成するものとする。
- (2) 審議会等は、会議の議事録又は議事概要を町広報誌、町ホームページに可能なかぎり掲載するとともに、報道機関への資料提供等により公表に努めるものとする。

8 審議会等一覧及び運用状況の公開

- (1) 町長は、審議会等の名称、目的等に関する資料を作成し、町民の閲覧に供するものとする。
- (2) 町長は、毎年度1回、各審議会等の会議の公開状況を取りまとめ、公表するものとする。

9 その他

この指針の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

10 附 則

この指針は、平成25年7月1日から施行する。